

国労規約・規則の一部改正（案）について

先の第90回定期全国大会において、災害発生や感染症対策および緊急事態等の特段の事情が生じた場合の書面審議もしくは遠隔会議システムによる大会および中央委員会ならびに各種機関会議の開催を規約上明記するとともに、代議員ならびに中央委員の選出・選挙区の単位を現行の地方本部毎からエリア本部毎に変更することを満場一致で確認した。

この大会決定を踏まえ、本部はこの間、組織を取り巻く厳しい現状を真摯に受け止め、「国労の課題と方向性—今後5年を見据えた組織ならびに運動展開」の中間総括に向けてさらに認識の統一をはかりながら意思統一を深めてきた。

そのうえで附託された検討事項について諮問された全国組織検討委員会は、1946年の国労結成以来、全国単一組織のなかで果たしてきた地方本部の歴史的役割と機能を十分に見極めながら、次世代を担う組合員を中心とした組織・財政運営に移行させるべく、あらゆる角度から検討を積み重ねてきたが、このたび中間的な集約を行った。

これを受けて中央執行委員会は、5月14日に開催した全国代表者会議で出された意見も踏まえながら、より丁寧な議論を進めるため、第91回定期全国大会での国労規約・規則の一部改正（案）を示すこととする。よって全組合員が今後を見据えた「財政・組織・運動」をめぐる国労の現状に鑑み、次代を担う組合員への国労運動の継承とさらなる強化に向け、職場での真摯かつ十分な討議を行うこと。

国鉄労働組合規約の一部改正（案）

現 行	改 正
<p>(代議員の選出) 第36条 代議員は組合員の直接無記名投票により選出する。選出手続きは別に定める選挙規則による。</p> <p>比率は、<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>毎に組合員200名につき1名とし、端数100名をこえる場合は1名とする。なお、組合員総数が200名以下の<u>地方本部</u>は1名を保証する。</p> <p>代議員数は、エリア本部を通して割り当て</p>	<p>(代議員の選出) 第36条 代議員は組合員の直接無記名投票により選出する。選出手続きは別に定める選挙規則による。</p> <p>比率は、<u>エリア本部</u>毎に組合員200名につき1名とし、端数100名をこえる場合は1名とする。なお、組合員総数が200名以下の<u>エリア本部</u>は1名を保証する。</p> <p>代議員数は、エリア本部を通して割り当てる。</p>

る。

(中央委員の選出)

第38条 中央委員は、大会の際、地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)毎に代議員の互選によって決める。

比率は、地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)毎に組合員400名につき1名とし、端数200名をこえる場合は1名とする。なお、組合員総数が400名以下の地方本部は1名を保証する。

(代議員・中央委員の任期)

第39条 代議員(特別代議員を含む)、中央委員の任期は1年とし、その起算は当選確定の日に始まり、次年度選挙公示の日に終わる。任期の中途において総改選した場合は、前項による残りの期間とする。但し、いずれの場合もその再選を妨げない。欠員補充によって就任した者の任期は、前項による残りの期間とする。

代議員、中央委員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行なう。但し、この場合は、中央執行委員会の指令により、地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)毎に決める。

特別代議員については、その都度全国協議会が指名する。

(中央委員の選出)

第38条 中央委員は、大会の際、エリア本部毎に代議員の互選によって決める。

比率は、エリア本部毎に組合員400名につき1名とし、端数200名をこえる場合は1名とする。なお、組合員総数が400名以下のエリア本部は1名を保証する。

(代議員・中央委員の任期)

第39条 代議員(特別代議員を含む)、中央委員の任期は1年とし、その起算は当選確定の日に始まり、次年度選挙公示の日に終わる。任期の中途において総改選した場合は、前項による残りの期間とする。但し、いずれの場合もその再選を妨げない。欠員補充によって就任した者の任期は、前項による残りの期間とする。

代議員、中央委員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行なう。但し、この場合は、中央執行委員会の指令により、エリア本部毎に決める。

特別代議員については、その都度全国協議会が指名する。

選挙規則の一部改正（案）

現 行	改 正
<p>(選挙管理委員会) 第6条 選挙を行うときは、当該選挙公示の日の5日前までに<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>に選挙管理委員会を設ける。</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名と<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>の機関で定める数の選挙管理委員及び選挙管理委員会書記によって構成する。</p> <p>(選挙管理委員) 第8条 選挙管理委員は、<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>の機関で選出指名し、選挙管理委員長は選挙管理委員の互選とする。 2 選挙管理委員会書記は、選挙管理委員会が指名する。 3 選挙管理委員となる者は、当該選挙の候補者となり、又は選挙運動を行ってはならない。</p> <p>(選挙区) 第14条 選挙区は原則として<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>単位とする。但し、特別の事情があるときは本部の承認を得て<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>において選挙区を分割することができる。 2 前項但し書により選挙区を分割したときの選挙区の定員は、当該<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>に割当てられた定員の範囲内で<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>が決める。</p>	<p>(選挙管理委員会) 第6条 選挙を行うときは、当該選挙公示の日の5日前までに<u>エリア本部</u>に選挙管理委員会を設ける。</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長1名と<u>エリア本部</u>の機関で定める数の選挙管理委員及び選挙管理委員会書記によって構成する。</p> <p>(選挙管理委員) 第8条 選挙管理委員は、<u>エリア本部</u>の機関で選出指名し、選挙管理委員長は選挙管理委員の互選とする。 2 選挙管理委員会書記は、選挙管理委員会が指名する。 3 選挙管理委員となる者は、当該選挙の候補者となり、又は選挙運動を行ってはならない。</p> <p>(選挙区) 第14条 選挙区は原則として<u>エリア本部</u>単位とする。但し、特別の事情があるときは本部の承認を得て<u>エリア本部</u>において選挙区を分割することができる。 2 前項但し書により選挙区を分割したときの選挙区の定員は、当該<u>エリア本部</u>に割当てられた定員の範囲内で<u>エリア本部</u>が決める。</p>

(選挙の機会・平等の原則)

第16条 候補者又は推薦人には、選挙運動に平等の機会が保障される。

2 前項の目的を達成するため、選挙平等の原則に基づき少なくとも次に掲げる事項が保障される。

- (1) 選挙公報、立会演説会等平等に意思を表明する機会。
- (2) 選挙管理委員会が規定する枚数のポスター用紙の配付。
- (3) その他、選挙平等の原則に基づいて 地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)の機関で定めた事項。

(再審査請求)

第29条 申立人及び前条の決定につき利害関係を有する者で、当該決定につき異議を有するときは、5日以内に書面をもって中央執行委員会に再審査を請求することができる。

2 中央執行委員会は、前項の規定に基づき再審査の請求がなされたときは、書面を受けた日から3日以内に、請求の当否につき決定しなければならない。

3 前項の決定をなしたときは、書面をもって再審査請求者及び当該地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)に対し、決定書を交付しなければならない。

4 前項の決定は、当該異議申立事案の最終決定とする。

(地方本部『北海道・四国・九州はエリア本部』事務手続制定権)

第31条 地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)は、この規則に基づき施行する選挙事務につき必要な事項を定めることができる。

(選挙の機会・平等の原則)

第16条 候補者又は推薦人には、選挙運動に平等の機会が保障される。

2 前項の目的を達成するため、選挙平等の原則に基づき少なくとも次に掲げる事項が保障される。

- (1) 選挙公報、立会演説会等平等に意思を表明する機会。
- (2) 選挙管理委員会が規定する枚数のポスター用紙の配付。
- (3) その他、選挙平等の原則に基づいて エリア本部の機関で定めた事項。

(再審査請求)

第29条 申立人及び前条の決定につき利害関係を有する者で、当該決定につき異議を有するときは、5日以内に書面をもって中央執行委員会に再審査を請求することができる。

2 中央執行委員会は、前項の規定に基づき再審査の請求がなされたときは、書面を受けた日から3日以内に、請求の当否につき決定しなければならない。

3 前項の決定をなしたときは、書面をもって再審査請求者及び当該エリア本部に対し、決定書を交付しなければならない。

4 前項の決定は、当該異議申立事案の最終決定とする。

(エリア本部事務手続制定権)

第31条 エリア本部は、この規則に基づき施行する選挙事務につき必要な事項を定めることができる。